## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 4	7\、 汉受印 \																			【1	/2]
令和	1 年	三 月	F	申	住が、法が、本が、たった。	又 に 人 の 店 る 事	場合工務	所) は	<b>③</b> (法)	人の場合	rのみ公	67 表され <b>赤妻町</b>		1	(電話	番号						)
				請	納	リ ガ 税	<i>i</i>					67 赤妻町	) ]252-	1	(電話			-				)
				TH.	氏 名	又に		称	マタ <i>ノ</i> シ 又野		生				( A HI							,
	山口	税務	署長殿	者	( 法 / ( 法 / 代 表	人の																
公表 1 2 な	されま 申請者 法人 よ よ よ よ	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項(のを登録して、	) 印欄 ) にあ 号及で	)は、 っってに が登録 <sup>左</sup>	は、: 	本店! 日が!	又は主 公表さ	Eたる Sれま	事務す。	折の所	在地								ージで
(	下記の 平成2 ※ 当 より	つとお 8年法律 i該申請 令和 5	り、適 津第15 青書は 5年9/	格請 号) 、所 <sup>2</sup> 月30	求書発 第 5 条 得税法   日以前 l	行事の規定等の一	業者と 官によ 一部を  する <sup>*</sup>	: し る 改 む も の	ての 女正行 とする です	登録後の注:	を受 消費和 車 ( <sup>立</sup>	: けた	いの 第57条 8年法	で、 :の 2 : 律第	所得 第2 15号	税法 項の ) 附	等の規定	)一: Eに 第44。	部 よ り 条 第	改正 申請 1 項	するましの規	す。 定に
					期間の新和5年	10月1	日に	登録	され	ます	0											
事	業	者	X	分	※ 次勇	医 「登録	を提出する 要件の 関 欄 も	✓ ○ <	]	県税事 を記載	事業者 <sub>載して</sub>	f くださ	۲۷۰ ع	また、	免税事	免和事業者	脱事に該	業者 当す	る場合	うには		を「免税
判定合このいなか	により 令和 5 申請書 ったこ	月31日 課税事 年6月3 を提出つ と は、その	業者とな 0月)ま ることが を困難な	なる場 まででき な事情																		
税	理	±	署	名	T1/ T07		長谷	川会	会計						(電話	潘号	082	2 -	_ 2	72	_ 58	68 )
※ 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青年	月日			年	月			信	年		付 月	印日	確認	
伤署 処理	入 カ	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認			確認 書類		番号カ <sup>-</sup> 他( 	- F/i	通知力 	)— K·	運転免	注許証 ) 	
欄	登録	番号	Т				I	I														

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

								氏名刀	又は名	称	又野	 芳生			•	<u> </u>	
	該当	する事業	美者の区	分に	むじ、[	コにレ	印を作	けし記載	して	くださ	٠٧٧ <u>.</u>						
免税	( 2	令和 5 年 平成28年 ※ 登録	法律第	第15号		第44多	条第4	1項の対	見定の	適用	を受	けよう	とする	る事業	<b>巻者</b>	する法	と 律
事	個	人	番	号													<u> </u>
業	事業		月日 又は認				年		F	-	法人のみ	事業	年 度	自 <u>—</u> 至	J.		
者	内容		日(法)				+	月	E	1	記載	<u> </u>	、 金			-	円
0	等	事業	美 内	容							<u> </u>			<u> </u>			
確														間 1日から れかのF		初 F 3年3月	日 31日
認	よう	うとするヨ	事業者									令和	年	Ē	月		日
登	課税	事業者で	ぎす。														
録													Ž				
要	۷,			,,, ,, <del>,</del>	大日で			16,				\ /C C					
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)													はい		いいえ	Ž
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いいえ													Ž			
													•				
参																	
考																	
事																	
項																	